

公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成31年3月22日

1. 業務委託の概要

(1) 件名

補助54号線沿道上祖師谷地区地区計画等検討・策定及び西部地域上祖師谷・給田地区地区計画の変更支援業務委託

(2) 目的

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線（以下、「補助54号線」という。）は、渋谷区富ヶ谷二丁目（環状6号線）を基点とし、環状7号線と環状8号線を経由し、調布市との境の世田谷区上祖師谷五丁目を終点とする延長約9km、標準幅員15mの補助線街路であり、補助54号線の整備により、「交通の円滑化と安全性の向上」、「地域の防災性の向上」、「快適な歩行空間と自転車走行空間の創出」などの効果が見込まれる。

区内を通る補助54号線は、昭和21年に都市計画決定され、平成16年に都市計画道路補助216号線から都市計画道路補助217号線までの区間が事業認可、平成29年5月には建築基準法第42条第1項第4号が指定され、東京都による道路事業が進んでいる路線である。

補助54号線沿道の整備を受け、地区幹線道路沿道における地区計画の策定を予定している。また、一部が西部地域上祖師谷・給田地区地区計画に該当するため、地区計画の変更を予定している。本件では、地区計画の策定に向けて地区の現況と課題を整理し、関係機関及び地区住民との協議を進めながら地区計画の原案等を作成するものである。

(3) 調査対象範囲（図-1参照）

補助54号線沿道上祖師谷地区（上祖師谷二丁目、三丁目、四丁目）

(4) 業務内容

<平成31年度（2019年度）委託概要>

<平成32年度（2020年度）委託概要>

詳細は説明書による。

(5) 履行期間

契約の日から平成33年（2021年）3月20日（金）まで（単年度契約）

2. 参加資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。
- (3) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成25年度以降に、都市施設の整備に伴う地区計画又は地区街づくりの計画策定に係る業務実績を有すること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書の評価基準

- (1) 予定技術者の資格と経歴
- (2) 同種又は類似業務の実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務の実施方針及び実施手法
- (5) 企画提案書の的確性と実現性
- (6) ヒアリングでの説明内容の明確性
- (7) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当部署

〒157-8555 世田谷区南烏山六丁目2番14号(烏山総合支所1階)
世田谷区烏山総合支所街づくり課 街づくり担当 駒形、小野塚、宇田川
電話：03-3326-9618 / FAX：03-3326-6159

(2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

期 間：平成31年3月22日(金)から平成31年4月3日(水)まで
土・日・祝日を除く9時から17時まで(正午から午後1時を除く。)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：希望者に無償配布する(区のホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

期 限：平成31年4月3日(水)17時まで

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(Eメール及びファクシミリ可)

参加表明書を提出する前に、要電話連絡(方法について確認)

メールアドレス【SEA02230@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

(4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

期 限：平成31年(2019年)5月7日(火)17時まで

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(書留郵便に限る) 提出期限必着

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨〔日本語及び日本国通貨に限る〕

(2) 契約保証金〔免除〕

(3) 契約書作成の要否〔要〕

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無〔有〕

<平成32年度(2020年度)>

補助54号線沿道上祖師谷地区地区計画等検討・策定及び西部地域上祖師谷・給田地区地区計画の変更支援業務委託(その2)

委託契約は年度ごとに行い、平成32年度(2020年度)の契約は、前年度の履行内容が良好と認められること、かつ当該委託に係る予算案が区議会で議決され予算配当があることを条件とする。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口〔5(1)に同じ。〕

(6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(9) 詳細は、説明書による。

図 - 1 対象区域図



--- 対象区域 補助54号線（計画延長：約650m 計画幅員：15m）の沿道30mの区域（区域の内外にまたがる敷地を含む）